

東栄町森づくり基本条例(案)に対する意見等の概要  
及び実施機関の考え方

□ 意見の概要

「チェンソーアート競技大会」においても間伐材の有効利用をPRし、三河材のよさを発信していますので、森づくりの普及啓発にふさわしい事業として実施できるよう町の協力をお願いします。

□ 考え方

町の計画及び施策の中で対応していきたい。

□ 意見の概要

この条例制定は、愛知県の新税の導入をうけての制定であるが、山間部においては間伐事業に主に使われると聞いている。しかし、間伐作業をするのにも、森林組合の労務班だけでは出来ないのも、ふだん山仕事にかかわったことのない業者が参入するのではないかとと思われる。しかし、そのように、とにかく木を切ればいいという考えでは、山が荒れるのではないかと危惧する。

第3条の4、第11条の2にあるように、人材の育成が急務であると考えます。幸い東栄町の森林組合には若い人の参入が多いが、人材育成のための体制が必要である。そして山仕事を選んで都会から来た若者が定着できるよう、住宅の整備や福利厚生、安心して働ける労働環境の整備も重要なポイントである。東栄町の財産である山を守るために、人材の育成及び山林労務者の就労条件の改善にも、この新税を使っていたらいいと思う。

また12条にあるように木材利用の拡大を推進するため、間伐材を有効利用した製品の開発・作成に多くの人に関われば雇用の拡大にもつながるので、積極的に支援をしていただきたい。

□ 考え方

適正な間伐実施については、県に要望していきたい。また、人材育成・間伐材の有効利用については町の計画及び施策の中で対応していきたい。

□ 意見の概要

チェンソーアートを始め、三河の杉材のこと、間伐作業のこと、山のこと、多くのことを学びました。今ではそれを生業にしています。以前、チェンソーアート大会の実行委員会を「宝の山づくり実行委員会」という話があり、「宝の山」という印象的なことばを聞きました。これは東栄の山を整備することが、下流域およびその海を守るということになると、東栄町に住むものが東栄の山を愛し、自分たちが身近に感じている山が実は「宝」であるのだということに気づくという考えから出たものでした。この「宝」にまずは、そこに暮らす人が気づくことが大切だと感じています。今回制定される条例に「宝の山」という言葉を入れていただければと思います。

□ 考え方

ご意見の趣旨は条例に取り入れられていると判断しており、町の計画及び施策の中で考えていきたい。